

愛知学院大学学籍に関する規程

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、学生の休学、復学、退学及び除籍について必要な事項を定める。

(休学の申請)

第2条 休学を願い出る者は、休学を願い出る前に、必ずアドバイザー・ゼミ教員、教務主任又は学部長に相談及び報告しなければならない。ただし、歯学部は、必ず学年主任に相談及び報告しなければならない。

2 休学を願い出る者は、休学願及び次の各号に掲げる休学事由区分に応じ該当各号に定める書類を添えて学長に願い出なければならない。

(1) 留学、ワーキングホリデー、留学準備、海外渡航 受け入れ先の機関又は団体が発行する証明書

(2) 疾病、体調不良、怪我 医師の診断書

(3) 経済的理由 休学理由書

(4) 家庭の事情 休学理由書

(5) その他 状況を確認できる理由書等

(休学期間及び開始日)

第3条 休学期間は、春学期又は秋学期のいずれかとする。

2 前項にかかわらず、学期又は学年の開始日以降に休学の許可をしたときは、当該許可日を休学の開始日とする。

3 学期又は学年の開始日から前項の休学開始日の前日までを休学期間とみなす。

(休学の申請期限)

第4条 休学を願い出ることができる期限は、春学期の休学を希望する場合は4月30日までとし、秋学期の休学を希望する場合は10月31日までとする。

(休学の許可)

第5条 休学は、学長がこれを許可し、休学通知書をもって保証人に対し通知する。

(休学終了者の手続き)

第6条 休学が終了する者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間中に復学願、休学願又は退学願を学長に願い出なければならない。

(1) 春学期末に終了する者 当該年度の9月1日から9月30日まで

(2) 秋学期末に終了する者 当該年度の3月1日から3月31日まで

(復学の申請)

第7条 復学を願い出る者は、前条の期間中に復学願を学長に願い出なければならない。

2 休学事由が第2条第2号の場合は、就学に支障のない旨の医師の診断書を添えて提出しなければならない。

(復学の開始日)

第 8 条 復学の開始日は、復学を許可する学期の開始日とする。

(復学の許可)

第 9 条 復学は、学長がこれを許可する。

(退学の申請)

第 10 条 退学を願い出る者は、必ずアドバイザー・ゼミ教員、教務主任又は学部長に相談及び報告しなければならない。ただし、歯学部は、必ず学年主任に相談及び報告しなければならない。

2 退学を願い出る者は、退学願に次に掲げる該当する退学事由を提示し、学長に願い出なければならない。

(1) 海外留学

(2) 身体疾患

(3) 心神耗弱

(4) 学力不足

(5) 就学意欲の低下

(6) 進路変更（就職、就職活動、他の教育機関への入学・転学・編入学受験）

(7) 経済的理由

(8) その他

3 退学を願い出ることができる期限は、春学期は 4 月 30 日までとし、秋学期は 10 月 31 日までとする。ただし、当該学期の学納金を全額納入した場合は、この限りではない。

(退学日)

第 11 条 退学日は、学納金（休学の場合は在籍料）の全額を納入した最終の学期の、当該学生の希望する日とする。なお、退学日をもって当該学生の在籍期間の終了日とする。

(退学の許可)

第 12 条 退学は、代表教授会の議を経て、学長が許可し、退学通知書をもって保証人に対し通知する。

(除籍の基準及び除籍日)

第 13 条 学則第 26 条の 2 に規定する除籍対象者の除籍の基準及び除籍日は、別表 1 のとおりとする。なお、除籍日をもって当該学生の在籍期間の終了日とする。

(除籍の予告通知)

第 14 条 学長は、学生が学則第 26 条の 2 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に該当するおそれがあると認めるときは、前条で規定する除籍日の概ね 1 か月前までに保証人及び学生本人に対し、内容証明書郵便により通知する。

(除籍の決定)

第 15 条 除籍は、代表教授会の議を経て、学長が決定する。

(除籍の通知)

第 16 条 学長は、除籍を決定した後、次の各号に定めるとおり除籍通知書をもって通知する。

(1) 学則第 26 条の 2 第 1 号から第 4 号までに該当する者については、保証人及び学生本人に対し通知する。

(2) 学則第 26 条の 2 第 5 号に該当する者については、保証人に対し通知する。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、代表教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

区 分			除籍の基準	除籍の日
学 則 第 26 条 の 2	第 1 号	学納金の納入を怠り、督促を受けてもなおこれを納入しない者	当該年度の春学期は 7 月 31 日、秋学期は 1 月 31 日現在で学納金が未納であること	当該年度の春学期は 7 月 31 日、秋学期は 1 月 31 日
	第 2 号	学納金納入期限を過ぎて、退学を願い出た際、学納金の納入がなされていない者	当該年度の春学期は 4 月 30 日、秋学期は 10 月 31 日現在で学納金が未納であること	当該年度の春学期は 7 月 31 日、秋学期は 1 月 31 日。ただし、早期除籍を希望の場合は退学願(不受理)を願い出た月の末日
	第 3 号	学則第 25 条第 2 項又は第 25 条の 2 に定める休学期間を超えてなお復学できない者	休学期間を超えたこと	休学期間の満了日
	第 4 号	学則第 31 条に定める在学年限を超えた者	在学年限を超えること	在学年限の満了日
	第 5 号	死亡した者	死亡したこと	死亡した日(死亡推定日を含む)
		長期にわたり行方不明の者	休学の許可を受けず、1 年を経過しても登校に応じないこと	学長が定める日